

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間早見表

- 「発症」とは、病院を受診した日ではなく、急な発熱や咽頭痛、咳などの症状が始まった日です。
- 病院受診がない場合は出席停止にはなりません。必ず受診して下さい。
- 法律では、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっておりますので、下の表のとおり、最短でも6日間の出席停止になります。解熱した日によって出席停止期間が延期されますので、表に当てはめて確認してください。
- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※無症状の感染者に対する出席停止期間については、検体を採取した日から5日を経過するまで（6日間）を基準とします。

(/)に日付を入れて算出		発症0日目 (/)	発症1日目 (/)	発症2日目 (/)	発症3日目 (/)	発症4日目 (/)	発症5日目 (/)	発症6日目 (/)	発症7日目 (/)	発症8日目 (/)
例1	発症後1日目に 症状が軽快	発症	軽快	軽快後1日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能 😊		
例2	発症後2日目に 症状が軽快	発症	発症後1日	軽快	軽快後1日	発症後4日	発症後5日	登校可能 😊		
例3	発症後3日目に 症状が軽快	発症	発症後1日	発症後2日	軽快	軽快後1日	発症後5日	登校可能 😊		
例4	発症後4日目に 症状が軽快	発症	発症後1日	発症後2日	発症後3日	軽快	軽快後1日	登校可能 😊		
例5	発症後5日目に 症状が軽快	発症	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	軽快	軽快後1日	登校可能 😊	
例6	発症後6日目に 症状が軽快	発症	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	軽快	軽快後1日	登校可能 😊

← : 出席停止期間です。

※これ以降は、症状が軽快した日によって出席停止期間が延長されていきます。